

平成30年8月31日開会

①

平成30年第3回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

平成30年第3回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第102号議案	平成30年度茨城県一般会計補正予算（第1号）…………… 1
第103号議案	平成30年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）…………… 9
第104号議案	平成30年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）…………… 11
第105号議案	平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 12
第106号議案	平成30年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 13
第107号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 15
第108号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例… 16
第109号議案	茨城県地方創生拠点整備基金条例…………… 17
第110号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例…………… 18
第111号議案	茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 19
第112号議案	老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例… 20
第113号議案	茨城県建築基準条例及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例… 21
第114号議案	茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例…………… 22
第115号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 23
第116号議案	県が行う建設事業等に対する市の負担額について…………… 24
第117号議案	県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 25
第118号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について…………… 28
第119号議案	工事請負契約の締結について（県庁舎空調自動制御設備更新工事）…………… 30
第120号議案	工事請負契約の締結について（湊大橋橋梁上部工事）…………… 31
第121号議案	工事請負契約の締結について（次期処分場余水処理設備製作・設置工事）…………… 32
第122号議案	平成29年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について…………… 33
認定第1号	平成29年度茨城県公営企業会計決算の認定について…………… 35
報告第3号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 37

予 算

第 102 号議案

平成30年度 茨城県一般会計補正予算（第 1 号）

平成30年度茨城県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,281,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,124,969,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成30年 8 月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		184,839,000 ^{千円}	116,101 ^{千円}	184,955,101 ^{千円}
	1 地方交付税	184,839,000	116,101	184,955,101
7 分担金及び 負担金		7,960,551	650,075	8,610,626
	1 分担金	617,540	38,744	656,284
	2 負担金	7,343,011	611,331	7,954,342
9 国庫支出金		126,758,279	3,802,694	130,560,973
	1 国庫負担金	49,697,891	140,070	49,837,961
	2 国庫補助金	74,999,471	3,662,624	78,662,095
10 財産収入		2,080,215	334	2,080,549
	1 財産運用収入	1,021,224	334	1,021,558
12 繰入金		18,339,920	235,040	18,574,960
	2 基金繰入金	16,831,847	235,040	17,066,887
13 繰越金		2,000,000	626,479	2,626,479
	1 繰越金	2,000,000	626,479	2,626,479
15 県債		123,046,800	7,851,200	130,898,000
	1 県債	123,046,800	7,851,200	130,898,000
歳入合計		1,111,688,019	13,281,923	1,124,969,942

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		38,457,581 ^{千円}	449,219 ^{千円}	38,906,800 ^{千円}
	1 総務管理費	22,519,251	449,219	22,968,470
3 企画開発費		22,170,016	485,278	22,655,294
	1 企画費	7,704,750	479,278	8,184,028
	2 開発費	13,890,723	6,000	13,896,723
4 生活環境費		8,053,853	201,680	8,255,533
	2 防災費	1,652,775	201,680	1,854,455
7 農林水産業費		42,368,575	1,070,713	43,439,288
	3 林業費	5,591,975	36,000	5,627,975
	4 水産業費	4,745,232	473,770	5,219,002
	5 農地費	17,886,830	560,943	18,447,773
9 土木費		110,781,129	8,364,276	119,145,405
	2 道路橋梁費	61,604,932	6,799,955	68,404,887
	3 河川海岸費	17,519,520	1,312,121	18,831,641
	4 港湾費	10,464,661	163,350	10,628,011
	5 都市計画費	14,425,826	42,589	14,468,415
	6 住宅費	3,606,712	46,261	3,652,973
10 警察費		61,985,261	147,270	62,132,531
	1 警察管理費	56,227,728	147,270	56,374,998
11 教育費		274,432,599	2,353,487	276,786,086
	4 高等学校費	58,527,403	2,353,487	60,880,890
12 災害復旧費		813,867	210,000	1,023,867
	1 農林水産施設 災害復旧費	169,520	210,000	379,520
歳出合計		1,111,688,019	13,281,923	1,124,969,942

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
水産試験場 内水面支場建設 工事請負契約	水産試験場内水面支場建設に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	387,420千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道245号, 東海村村松地内外26箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	2,770,000千円
交通安全施設 工事請負契約	一般県道猿島常総線, 坂東市山地内外2箇所の歩道整備に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	100,000千円
橋梁補修 工事請負契約	一般県道土浦坂東線, 常総市中妻町地内の美妻橋外1箇所の橋梁補修に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	150,000千円
舗装修繕 工事請負契約	一般国道125号, つくば市田中地内外7箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	200,000千円
県単舗装修繕 工事請負契約	一般国道118号, 常陸大宮市中富町地内外40箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	1,000,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	主要地方道水戸神栖線, 水戸市千波町地内外27箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	600,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	200,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	135,000千円
県単排水整備 工事請負契約	主要地方道結城野田線, 古河市諸川地内外4箇所の排水整備に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	65,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	85,000千円
県単道路災害 防除施設 工事請負契約	一般県道岩瀬二宮線, 筑西市樋口地内外1箇所の道路災害防除施設整備に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	110,000千円

広域河川改修 工事請負契約	一級河川涸沼川，笠間市南吉原地先の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	80,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸，鹿嶋市明石地先の養浜に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	45,000千円
砂防 工事請負契約	大栗沢，常陸大宮市下伊勢畑地内の砂防に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	40,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川，潮来市潮来地先の河川堤防護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	5,000千円
県単砂防施設補修 工事請負契約	雨引沢，桜川市本木地内外9箇所の堆積土砂撤去に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	5,000千円
港湾建設 工事請負契約	茨城港日立港区の防波堤建設に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	370,000千円
津波・高潮対策 工事請負契約	茨城港大洗港区の水門建設に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	1,400,000千円
県単港湾整備 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	30,000千円
街路改良 工事請負契約	都市計画道路中大野中河内線，水戸市元吉田町地内の街路改良に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	100,000千円
公園事業 工事請負契約	笠間芸術の森公園の拡張整備に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	60,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	古河アパート外1箇所の県営住宅の長寿命化に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	95,000千円

第3表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 313,600	千円 —	千円 313,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	508,600	59,700	568,300			
湛水防除事業	53,300	—	53,300			
土地改良事業	2,304,100	163,600	2,467,700			
河川事業	10,563,200	1,010,400	11,573,600			
海岸整備事業	202,400	4,400	206,800			
砂防事業	90,700	11,000	101,700			
急傾斜地崩壊対策事業	162,200	—	162,200			
港湾整備事業	651,400	14,500	665,900			
道路橋梁整備事業	14,683,300	2,022,300	16,705,600			
街路事業	3,758,000	—	3,758,000			
空港整備事業	15,200	—	15,200			
放課後児童クラブ整備事業	151,400	—	151,400			
産業技術専門学院整備事業	92,700	—	92,700			
栽培漁業センター施設整備事業	13,500	—	13,500			
体育施設整備事業	1,925,700	—	1,925,700			
公営住宅建設事業	599,300	25,600	624,900			
過年補助災害復旧事業	21,500	—	21,500			
現年補助災害復旧事業	197,900	—	197,900			
過年直轄災害復旧事業	—	36,400	36,400			
現年直轄災害復旧事業	146,200	—	146,200			
単独災害復旧事業	170,300	—	170,300			
児童福祉施設整備事業	64,100	—	64,100			
老人福祉施設整備事業	343,000	—	343,000			

障害福祉施設整備事業	827,700	—	827,700			
県庁舎等整備事業	991,500	201,600	1,193,100			
交通安全施設整備事業	989,800	—	989,800			
警察施設整備事業	1,947,600	147,200	2,094,800			
公園事業	484,000	9,100	493,100			
高校整備事業	911,800	2,275,300	3,187,100			
文化施設整備事業	143,400	—	143,400			
社会教育施設整備事業	291,400	—	291,400			
特別支援学校整備事業	1,237,400	—	1,237,400			
空港周辺整備事業	67,600	—	67,600			
地域鉄道設備等整備事業	26,200	—	26,200			
石綿対策事業	114,700	—	114,700			
災害救助対策事業	22,900	—	22,900			
狩猟者研修センター整備事業	3,300	—	3,300			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	98,000	—	98,000			
消防施設整備事業	96,600	—	96,600			
農業大学校施設整備事業	132,900	—	132,900			
農業総合センター施設整備事業	39,400	—	39,400			
原種苗センター整備事業	41,300	—	41,300			
園芸リサイクルセンター整備事業	28,700	—	28,700			
畜産センター施設整備事業	89,500	—	89,500			
水産試験場施設整備事業	—	157,000	157,000			
とうかい代船建造事業	371,700	—	371,700			
地域活性化事業	373,900	—	373,900			
防災対策事業	383,500	—	383,500			
合併特例事業	3,786,900	651,600	4,438,500			

地方道路等 整備事業	3,118,000	1,061,500	4,179,500				
緊急防災・減災事業	623,700	—	623,700				
上水道事業出資金	626,000	—	626,000				40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	64,100,000	—	64,100,000				} 30年以内 (据置期間を 含む。)
退職手当債	4,000,000	—	4,000,000				
災害援護資金 貸付金	45,800	—	45,800	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)	
合計	123,046,800	7,851,200	130,898,000				

第 103 号議案

平成30年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,080,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成30年 8 月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業収入		34,064,659 ^{千円}	15,750 ^{千円}	34,080,409 ^{千円}
	5 諸収入	23,857,156	15,750	23,872,906
歳入合計		34,064,659	15,750	34,080,409

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		34,064,659 ^{千円}	15,750 ^{千円}	34,080,409 ^{千円}
	4 港湾建設費	26,714,946	15,750	26,730,696
歳出合計		34,064,659	15,750	34,080,409

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事項	事業内容	期間	限度額
茨城港常陸那珂港区 港湾施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備に係る 工事請負契約を締結する。	平成31年度	100,000千円

第 104 号議案

平成30年度 茨城県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成30年度茨城県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成30年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,193,888千円」を「1,193,948千円」に、「1,023,760千円」を「1,023,820千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第 2 款 こころの医療センター 資 本 的 収 入	129,703千円	23,600千円	153,303千円
第 1 項 企 業 債	27,900千円	23,600千円	51,500千円
	支 出		
第 2 款 こころの医療センター 資 本 的 支 出	248,536千円	23,660千円	272,196千円
第 1 項 建 設 改 良 費	44,961千円	23,660千円	68,621千円

（企業債の補正）

第 3 条 予算第 5 条中限度額「27,900千円」を「51,500千円」に改める。

平成30年 8 月 31 日 提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 105 号議案

平成30年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算第 5 条の表中鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	平成 31 年 度	120,000
-------------------	-----------	---------

平成30年 8 月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 106 号議案

平成30年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成30年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 平成30年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「2,830,950千円」を「2,910,950千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入	3,632,926千円	80,000千円	3,712,926千円
第 1 項 国 庫 補 助 金	1,387,489千円	40,000千円	1,427,489千円
第 2 項 企 業 債	1,582,700千円	20,000千円	1,602,700千円
第 3 項 負 担 金	602,240千円	20,000千円	622,240千円
	支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出	5,923,384千円	80,000千円	6,003,384千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,830,950千円	80,000千円	2,910,950千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条の表中利根左岸さしま流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	平成 31 年度	75,000
那珂久慈流域下水道工事請負契約	平成 31 年度	25,000
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	平成 31 年度	35,000

（企業債の補正）

第 5 条 予算第 6 条中限度額「1,582,700千円」を「1,602,700千円」に改める。

平成30年 8 月 31 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

条例・その他

第 107 号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の421の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表の421の2の項とし、同表の420の2の項の次に次のように加える。

421 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
--	-------------------------	---------

別表第1の445の項中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設建築物の建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

445の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料	160,000円
---	-----------------------	----------

別表第1の477の3の4の項及び477の3の5の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（茨城県証紙条例の一部改正）

2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中第165項を削り、第166項を第165項とし、第167項を第166項とし、第168項を第167項とする。

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 108 号議案

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年茨城県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「のピラ（茨城県知事の選挙の場合に限る。）を「及び第 4 号のピラ（」に改める。

第 7 条中「（茨城県知事の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第 9 条中「第 142 条第 1 項第 3 号」の次に「及び第 4 号の選挙の区分に応じ当該各号」を加える。

第 10 条中「第 142 条第 1 項第 3 号」の次に「及び第 4 号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成 30 年 8 月 31 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 109 号議案

茨城県地方創生拠点整備基金条例

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられ、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地域再生計画に記載された地方創生に資する施設整備等を推進するため、茨城県地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金に積み立てる額は、国から交付を受けた地方創生拠点整備交付金のうち知事が必要と認めた額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例が効力を失う際に基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 110 号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項事務の欄中「県が設置する」を「公立の」に、「児童又は生徒」を「幼児，児童若しくは生徒の就学又は県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に限る。）」に改め，同表の8の項事務の欄中「県が設置する」を「国立又は公立の」に改める。

別表第2の2の項特定個人情報情報の欄第1項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え，同表の3の項特定個人情報情報の欄中第3項を削り，第4項を第3項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の項事務の欄第2項中「県が設置する」を「公立の」に、「児童又は生徒」を「幼児，児童若しくは生徒の就学又は県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に限る。）」に改め，同欄第4項中「県が設置する」を「国立又は公立の」に改める。

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 111 号議案

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第17条中「20万円」を「50万円」に改める。

第18条を削る。

第19条中「5万円」を「30万円」に改め、「又は科料」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第19条を第18条とする。

第20条中「前3条」を「前2条」に、「罰金又は科料」を「罰金刑」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 112 号議案

老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項ただし書中「できる」を「でき、サテライト型養護老人ホーム（規則で定めるものに限る。第7項において同じ。）にあっては、規則で定める当該職員の配置の基準によるものとする」に改め、同条第7項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）第236条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第69号）第224条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム（規則で定めるものに限る。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年 8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 113 号議案

茨城県建築基準条例及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(茨城県建築基準条例の一部改正)

第 1 条 茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第43条第 2 項」を「第43条第 3 項」に改める。

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表26の項第 3 号中「第43条第 1 項ただし書」を「第43条第 2 項第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年 8 月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 114 号議案

茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和37年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び聴講料」を「，聴講料及び空調設備使用料」に改める。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

空調設備使用料	県立高等学校		
	全 日 制 課 程		年 額 2,400円
	定 時 制 課 程		
	単位制による課程		年 額 1,080円
	以外のもの		
	単位制による課程	履修科目又は聴講科目 1 単位につき	年 額 96円
	であるもの		
	専 攻 科		年 額 2,400円
	県立中等教育学校の後期課程		年 額 2,400円

第 2 条第 2 項中「及び受講料」を「，受講料及び空調設備使用料」に改め，同項第 1 号中「又は受講料」を「，受講料又は空調設備使用料」に改め，同条第 3 項中「及び受講料」を「，受講料及び空調設備使用料」に改め，同項ただし書中「授業料」の次に「及び空調設備使用料」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（授業料等の納入義務者）

第 3 条 授業料等の納入義務者は，生徒（入学者選抜手数料にあつては，入学志願者）又はその保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。）とする。

第 7 条の見出し中「授業料」の次に「又は空調設備使用料」を加え，同条中「，授業料」の次に「又は空調設備使用料（聴講科目の履修に係るものを除く。以下この条及び第12条において同じ。）」を，「当該授業料」及び「が授業料」の次に「又は空調設備使用料」を加える。

第10条の次に次の 1 条を加える。

（空調設備使用料の徴収）

第10条の 2 空調設備使用料の徴収については，聴講科目の履修に係るものにあつては前条第 2 項の規定を，その他のものにあつては第 4 条から第 6 条までの規定を準用する。

第12条中「授業料」の次に「及び空調設備使用料」を加える。

付 則

- この条例は，平成31年 7 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現に聴講科目を履修している者に係る空調設備使用料の額は，この条例による改正後の茨城県県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，聴講科目 1 単位につき年額72円とする。
- 前項の空調設備使用料の徴収期限は，改正後の条例第10条の 2 において準用する改正後の条例第10条第 2 項の規定にかかわらず，教育委員会規則で定める日とする。

平成30年 8 月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 115 号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立土浦特別支援学校の項の次に次のように加える。

茨城県立石岡特別支援学校	石岡市下青柳
--------------	--------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年 8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 116 号議案

県が行う建設事業等に対する市の負担額について

平成30年度において県が行う建設事業等に対する市の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
奥久慈グリーン ライン林道整備事業	常陸太田市	千円 282,000	千円 56,400	
	ひたちなか市	40,000	3,600	
広域漁港整備事業	神 栖 市	419,700	50,053	
	ひたちなか市	80,000	12,000	
水産基盤ストック マネジメント事業	神 栖 市	20,000	3,000	
	波崎漁港外港拡張部 開港対策事業	神 栖 市	130,000	26,500
漁港施設整備事業	日 立 市	5,000	1,250	
	北 茨 城 市	30,000	7,500	
	ひたちなか市	25,000	6,250	
	神 栖 市	33,000	8,250	

平成30年 8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 117 号議案

県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

平成30年度において県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項並びに独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第26条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
県営土地改良事業	水戸市	千円 371,160	千円 45,314	
	日立市	128,550	3,675	
	土浦市	143,888	1,250	
	古河市	454,059	36,398	
	石岡市	168,138	26,778	
	結城市	180,146	5,393	
	龍ヶ崎市	59,662	4,920	
	下妻市	220,288	16,996	
	常総市	259,013	23,124	
	常陸太田市	273,200	20,446	
	高萩市	203,700	11,636	
	北茨城市	79,550	15,500	
	笠間市	358,340	36,107	
	取手市	312,270	5,735	
	牛久市	53,750	630	
	つくば市	211,076	9,241	
ひたちなか市	55,450	3,659		
鹿嶋市	65,853	15,315		

潮来市	224,024	20,946	
守谷市	204,720	40,101	
常陸大宮市	340,075	6,926	
那珂市	247,352	31,314	
筑西市	857,345	63,488	
坂東市	579,233	66,620	
稲敷市	357,532	54,700	
桜川市	105,300	15,665	
神栖市	53,750	5,000	
つくばみらい市	537,450	43,288	
小美玉市	7,525	700	
茨城町	45,150	954	
大洗町	154,783	19,361	
城里町	55,900	479	
東海村	109,600	7,648	
美浦村	68,800	6,160	
阿見町	66,650	1,105	
八千代町	143,888	1,034	
五霞町	160,500	4,500	
境町	208,388	10,260	
利根町	39,775	4,695	

水資源機構 霞ヶ浦用水事業	土浦市	73,494,740	479	
	古河市		927	
	石岡市		736	
	結城市		528	
	下妻市		591	
	常総市		775	
	笠間市		472	
	つくば市		2,205	
	筑西市		1,914	
	坂東市		1,324	
	桜川市		2,202	
	八千代町		806	
	境町		401	

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 118 号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

平成30年度において県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	44,500 ^{千円}	4,450 ^{千円}	
	土浦市	32,200	3,220	
	石岡市	36,375	3,637	
	龍ヶ崎市	30,000	3,000	
	常陸太田市	37,200	3,720	
	高萩市	16,972	1,697	
	北茨城市	47,500	4,750	
	ひたちなか市	18,000	1,800	
	鹿嶋市	19,000	1,900	
	常陸大宮市	26,900	2,690	
	行方市	49,900	4,990	
	鉾田市	46,600	4,660	
	小美玉市	20,000	2,000	
	城里町	3,500	350	
	阿見町	20,000	2,000	
港湾事業	日立市	1,497,000	149,700	
	ひたちなか市	2,482,000	244,395	
	東海村	908,000	27,240	
下水道事業	水戸市	225,874	51,360	
	日立市	114,463	26,027	
	土浦市	261,973	70,379	
	古河市	105,846	21,512	
	石岡市	86,460	23,228	

龍ヶ崎市	77,292	14,837	
下妻市	30,511	7,690	
常総市	15,831	3,957	
常陸太田市	51,491	11,708	
牛久市	65,774	12,626	
つくば市	140,143	27,645	
ひたちなか市	252,160	57,336	
潮来市	190,579	38,216	
常陸大宮市	28,257	6,425	
那珂市	86,834	19,745	
筑西市	29,753	9,205	
坂東市	72,995	14,857	
稲敷市	53,053	12,964	
かすみがうら市	60,729	16,315	
桜川市	41,738	15,683	
行方市	100,826	20,218	
小美玉市	94,979	25,516	
大洗町	55,617	12,645	
城里町	18,838	4,283	
東海村	63,511	14,441	
阿見町	71,494	19,207	
河内町	57,858	14,130	
八千代町	17,196	4,299	
境町	94,159	19,047	
利根町	13,033	2,502	

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 119 号議案

工事請負契約の締結について

下記により，工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
県庁舎空調自動制御 設備更新工事	条件付き 一般競争入札	776,487,600 ^円	水戸市千波町2770番地の5 暁飯島工業株式会社 代表取締役 荻津 仁彦

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 120 号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
国 補 地 道 第30-03-637-Z-001号 一 般 国 道 245 号 湊大橋橋梁上部工事	条 件 付 き 一 般 競 争 入 札	千 815,184	水戸市笠原町978番25 日本ファブテック株式会社茨城営業所 所長 庄司 裕一

平成30年 8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 121 号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
県単常臨 第30-06-078-Z-001号 県単常整 第30-06-079-Z-001号 合併 次期処分場余水処理 設備製作・設置工事	条件付き 一般競争入札	711,720 千	水戸市城南一丁目4番7号 前澤工業株式会社北関東支店茨城営業所 所長 井出 匡人

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 122 号議案

平成29年度 茨城県公営企業会計に係る利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、平成29年度下記会計に係る利益について、別冊の剰余金処分計算書のとおり処分する。

記

- 1 平成29年度茨城県水道事業会計
- 2 平成29年度茨城県工業用水道事業会計
- 3 平成29年度茨城県地域振興事業会計
- 4 平成29年度茨城県病院事業会計
- 5 平成29年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計
- 6 平成29年度茨城県流域下水道事業会計

平成30年 8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

認

定

認定第1号

平成29年度 茨城県公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、平成29年度下記会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して提出するから認定されたい。

記

- 1 平成29年度茨城県水道事業会計決算
- 2 平成29年度茨城県工業用水道事業会計決算
- 3 平成29年度茨城県地域振興事業会計決算
- 4 平成29年度茨城県病院事業会計決算
- 5 平成29年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計決算
- 6 平成29年度茨城県流域下水道事業会計決算

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第3号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記3件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

平成30年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

神栖警察署所属の小型特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

神栖市 個人

2 和解の内容

(1) 平成30年1月17日（水）午前9時21分頃、神栖市土合西一丁目10000番地114地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

神栖警察署所属の職員が、小型特種自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、その衝撃で同車両が県所有の信号機に衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 852,555円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年7月27日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

高速道路交通警察隊所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

東日本高速道路株式会社

代表取締役 小 畠 徹

2 和解の内容

(1) 平成30年1月25日（木）午前5時40分頃、つくばみらい市筒戸1606番地駐車場で発生した事故

(2) 事故の概要

高速道路交通警察隊所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記場所において相手方所有の工作物に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 611,000円

（注）上記賠償額のうち511,000円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年7月31日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 3

和解について

常総工事事務所所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

常総市 個人

常総市 個人

2 和解の内容

(1) 平成28年 5月23日（月）午後 3 時30分頃、常総市若宮戸233番地 1 地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

常総工事事務所所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の原動機付自転車と衝突し、損害を与えるとともに、損害を受けた。

(3) 損害賠償額

ア 茨城県が支払う損害賠償額（人身に係るもの） 452,328円

（注）上記賠償額は、東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

イ 茨城県が支払を受ける損害賠償額（車両の損害に係るもの） 508,550円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年 8月17日

茨城県知事 大井川 和 彦